

## 通信・放送法制の見直しに伴う著作権法改正等について

### 1. 過去の検討経緯

- 平成 13 年の「電気通信役務利用放送法」の制定後、IP マルチキャスト技術を用いた有線電気通信の送信（以下「IP マルチキャスト放送」という。）が著作物等の有力な伝達手段になりつつある一方で、IP マルチキャスト放送が著作権法上「自動公衆送信」と位置付けられ、番組の送信を行うに当たって「有線放送」による場合と比べてより広範な権利処理が必要となっているといった状況を踏まえ、平成 18 年の文化審議会著作権分科会において、IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて検討が行われた。
  
- その結果、
  - ① 難視聴地域に対する重要な補完路となることが期待される IP マルチキャスト放送による「放送の同時再送信」については、有線放送と同様の取扱いにすることが適当であるが、
  - ② IP マルチキャスト放送による「自主放送」部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、引き続き検討を行うことが必要との報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえて行われた平成 18 年の著作権法改正では、①に対応する措置が取られた。（報告書の詳細については別紙参照）
  
- なお、②の点を含む著作権制度の見直しの検討については、平成 18 年の著作権法改正時の附帯決議や知的財産推進計画においても言及されている。

### 2. 「放送法等の一部を改正する法律案」の概要

- 本年 3 月 5 日に国会に提出された「放送法等の一部を改正する法律案」では、通信・放送に係る基本的な規律の在り方は維持しつつ、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、所要の改正が行われている（改正の概要は資料 1（総務省提出資料）を参照。）。
  
- また、同法律案により、ケーブルテレビ事業者と IP マルチキャスト放送事業者の位置づけが見直され、共に「一般放送事業者」として同等の規制に服することとされている。

### 3. 「放送法等の一部を改正する法律案」に伴う著作権法改正

- 著作権法上、放送法体系における規制を直接の理由とした規定を置いているものとしては第99条第2項があり、同項では、有線テレビジョン放送法第13条に基づき有線放送事業者が行う放送の同時再送信義務の履行に関し、放送事業者の有線放送権が及ばない旨を規定している。
- 「放送法等の一部を改正する法律案」においては、この同時再送信義務に対応する規定の適用対象が有線放送事業者のみならず IP マルチキャスト放送事業者を含む「一般放送事業者」全体に拡大されたことから、IP マルチキャスト放送事業者が義務的に同時再送信を行う場合にも、有線放送事業者と同様放送事業者の（送信可能化の）許諾を要しないこととなるよう、第99条の2（放送事業者の送信可能化権）に第99条第2項と同様の規定を置くこととした。
- また、その他所要の規定の整理を行った。

(別紙)

【参考】通信・放送法制の見直しへの対応に係る提言

◆衆・文部科学委員会（平成 18 年 12 月 1 日）  
著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二 近年の I P ネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化に鑑み、著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送及び同項第九号の四に規定する自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること。

(参議院でも同様の決議あり)

◆知的財産推進計画 2008（平成 20 年 6 月 18 日）

①通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する [P85]

通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向で検討を行い、2010年を目途に結論を得る。また、通信・放送の法体系の見直しの状況を踏まえ、新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作権隣接権の在り方の検討を2008年度から開始する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## II. IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

### 6. 検討結果

#### （1）基本的な考え方

IP マルチキャスト放送は、2. で見たとおり、情報の伝達に用いられる技術の方式に違いはあるものの、著作物等の利用形態としては、従来の有線放送とほぼ同様であると考えられる。特に、サービスの利用者側から見た場合、どちらの場合も視聴者がチャンネルを選択すれば番組が視聴可能になることから、その差異はほとんどないと言える。

しかしながら、現行著作権法の定義上、3. で見たとおり、IP マルチキャスト放送は入力型の自動公衆送信に該当すると評価され、この結果、有線放送と異なった取扱いとなっている。例えば、IP マルチキャスト放送事業者が実演又はレコードを利用する場合には、これらの権利者から送信可能化の許諾が必要であるが、有線放送事業者の場合には、有線放送に関する許諾権が一定の範囲で制限されていたり、そもそも許諾権が付与されていなかったりしている。このように、有線放送事業者は、有線テレビジョン放送法を背景とした公共性等により、著作権法において、利用者側にとって一定の有利な取扱いがなされているが、IP マルチキャスト放送は最近登場した形態の放送であり、現行著作権法制定時には実態がなかったため、これを行う事業者にはそうした有利な取扱いがなされていない。

こうした事情を踏まえると、IP マルチキャスト放送事業者についても、有線放送事業者と同程度の公共性等が確保されるのであれば、政策的には、有線放送事業者と同様の有利な取扱いとすることは差し支えないと考えられる。また、将来、通信・放送の融合がさらに進展し、仮に、有線放送と IP マルチキャスト放送に係る放送法制上の取扱いに差異がなくなった場合には、著作権法上においてこれらを区別することはかえって適切ではなく、同様の取扱いとすべきものであると考える。

ただし、著作権法の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」であり、制度の変更に当たっては、権利者の権利の保護に十分配慮することが必要である。このため、IP マルチキャスト放送を有線放送と同等の取扱いとする場合、有線放送に対する有利な取扱いの内容についても、現在の有線放送の実情等を十分に踏まえ、必要な見直しを行うべきである。

以上を踏まえ、IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについては、当面は以下のような措置を講じるべきである。

- 〈1〉「放送の同時再送信」部分については、平成 18 年末には、IP マルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権利関係を明確化しておくことが、我が国の政策上必要であると考えられるため、緊急な対応が必要と考えられることから、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。
- 〈2〉その際、現在有線放送になされている有利な取扱い内容について、有線放送の

実情等の変化を踏まえ、適切なものに改める。

＜3＞ IP マルチキャスト放送による「自主放送」部分の取扱いについては、

(ア) 著作権隣接権の付与の可否など論点が広範にわたること、権利が制限されることとなる実演家等の理解を得る必要があることから、十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること

(イ) WIPO で検討されている放送条約案の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況、IP マルチキャスト放送の実態を見極める必要があること

から、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得るべきである。

なお、現行の放送法制上の取扱いに関し、有線放送事業者には、有線テレビジョン放送法において、難視聴地域において放送を再送信する義務が課せられているが、IP マルチキャスト放送事業者には、電気通信役務利用放送法において、このような義務は課せられていない。この再送信義務については、IP マルチキャスト放送事業者に公共的役割を与え、有利な取扱いを根拠付ける重要な要素の一つと考えられることから、これについても、政府部内で早急に検討し、速やかに必要な法的措置を講じることが必要である。

(3) 通信・放送の融合の進展等を踏まえた今後の検討の在り方

IP マルチキャスト放送のうち、「自主放送」の部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、引き続き検討を行うことが必要である。

なお、この著作権法の在り方全般の見直しに当たっては、関係省庁における通信事業や放送・有線放送事業の法制度上の位置付けの見直しとあわせて必要な検討を行い、関係省庁間で連携をとっていくことが必要である。